

【資料5】

第70回国連女性の地位委員会（CSW） 合意結論及び議論動向について



大崎麻子
Gender Action Platform理事
CSW70日本代表

2026年8月7日

▶ CSW70 合意結論のポイント

1. 法的・制度的枠組みの強化

- **差別的な法律の撤廃:** 家族法、労働法、財産権、国籍法、土地所有権において、女性を差別するすべての文言や慣行を特定し、速やかに廃止または改正する。
- **司法機関のジェンダー主流化:** 警察、検察、裁判所、更生施設などの司法・法執行機関において、意思決定レベルを含むすべての階層に女性の参画を促進する。
- **法執行者への教育:** 裁判官、警察官、法曹関係者に対し、ジェンダー平等の視点と人権に基づいた体系的な研修（司法研修）を義務化する。

2. 司法サービスのアクセシビリティ向上

- **経済的障壁の除去:** 司法アクセスのための無償の法的援助（リーガルエイド）を公共サービスとして拡充し、裁判費用や付随するコスト（交通費・保育費等）が女性の障壁にならないよう配慮する。
- **言語・物理的アクセスの保障:** 多様な言語対応、デジタル化による手続きの簡素化、および地方・過疎地における司法サービスの提供を強化する。
- **法的リテラシーの向上:** 女性が自らの権利を知り、司法制度を利用できるよう、権利教育や法的アドバイスへのアクセスを保障する。

▶ CSW70 合意結論のポイント

3. 説明責任の確保と暴力の根絶

- **免責の排除:** 性暴力やジェンダーに基づく暴力の加害者が適切に処罰されるよう、司法手続きの透明性と説明責任を強化し、法の支配を徹底する。
- **サバイバー中心のアプローチ:** 被害者（サバイバー）の尊厳とプライバシーを保護し、二次被害（セカンド・ビクティマイゼーション）を防止するための保護措置と多職種連携を確立する。
- **デジタル空間の法的保護:** テクノロジーを悪用した暴力（ディープフェイク、画像悪用等）を犯罪化し、迅速な削除依頼や法的救済を可能にする。

4. パートナリシップとリソース（資源）の配分

- **市民社会組織（NGO）の参画:** 政策立案、実施、監視のすべての段階において、NGOの「安全かつ意味のある参加」を保障し、その活動空間（シビック・スペース）を法的に保護する。
- **持続的な資金提供:** 女性団体やコミュニティ組織に対し、その独立性を尊重した上で、予測可能かつ持続可能な公的資金（予算）を割り当てる。
- **データの収集と活用:** ジェンダー統計や司法アクセスに関する証拠（エビデンス）を収集し、交差性（インターセクショナルリティ）に配慮した政策の有効性を定期的にレビューする。

▶ CSW70 合意結論：政府に求められること

1. 差別的法制度の根絶

家族法、労働法、財産権等における性差別的な条項を特定し、速やかに撤廃・改正する。

2. 司法・法執行機関の構造改革

警察・司法への女性登用を促進し、全法曹関係者に対するジェンダー研修を義務化する。

3. 経済的障壁の除去と法的援助

無償の法的援助（リーガルエイド）を拡充し、裁判費用等の経済的負担による司法からの排除を解消する。

4. デジタル空間の安全と救済

テクノロジーを悪用した性暴力を犯罪化し、迅速な被害情報の削除と実効性ある被害救済制度を整備する。

5. 交差性（Intersectionality）に基づく施策

障害、年齢、経済状況等の複合的な困難を分析・可視化し、誰一人取り残さない司法支援を設計する。

6. 市民社会（シビルソサエティ）の参画と基盤保護

政策決定の全段階におけるNGOの参画権を保障し、活動の独立性を支える持続的な公的予算を確保する。

▶ TFGBV（テクノロジーを利用したジェンダー暴力）の議論の例

英国国連代表部主催サイドイベント（2026年3月10日）

「Setting Global Standards on Tech-Facilitated Violence Against Women and Girls」

問題意識

- 既存のジェンダーに基づく暴力がデジタル空間で拡大（同意のない性的画像の拡散、オンラインハラスメント、AIによるディープフェイクや偽画像等）

参加者

- 政府関係者（オーストラリア、スペイン）、META「Women's Safety」責任者、Cinder AI（テックのスタートアップ企業）、Me Too International代表

主な論点

- 女性を被害者ではなく、「権利主体」として扱う法律の必要性
- 画像の拡散は「本人の同意があったかどうか」を基準に判断する
- テック企業は単なる通報者ではなく、安全設計、透明性、説明責任、業界連携、迅速な削除、悪用防止、被害者中心の救済を担うべき。対策技術の開発・普及への期待。

結論

- 人権ベースの法律
- テック企業の責任の明確化
- 政府、テック企業、市民社会の連携を中心に、社会全体での取り組みが必要